

# みんなで守ろう選挙のルール

**✕ 政治家の寄附は禁止！ ✕ 有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！**

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは**法律で禁止**されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも**法律で禁止**されています。

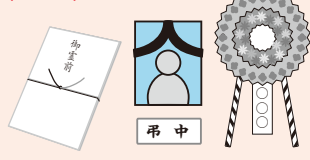
例えば、このようなことは禁止されています

<p><b>✕ お歳暮やお年賀</b></p>	<p><b>会費制でない会合での支払い</b>          ※厚志や寸志も含まれます          ※飲食代相当額であっても支払うことはできません</p> <p><b>〇〇〇 新年会</b></p>
<p><b>✕ お祭りの際などに寄附や差し入れを求めること</b></p>	<p><b>町内会の集会や旅行会などの催物への寸志や飲食物などの提供</b></p>

**✕ 結婚祝**  
 (政治家本人が出席しない場合は罰則の対象となります。)



**✕ 香典**  
 (政治家本人が出席しない場合は罰則の対象となります。)



**✕ 病氣見舞い**



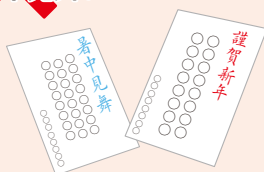
**✕ 落成式・開店祝いや葬式の花輪・供花**



**✕ 入学祝・卒業祝**



**✕ 選挙区内の人への年賀状や暑中見舞い**



**✕ 後援団体による寄附**



**政治家は贈らない  
 有権者は求めない**